

見 積 条 件 書

(新 規 変 更： 次)

下記条件にて見積をお願いします。

①個別条件事項

| | | | |
|---|---|--|---|
| 工 号 | 工 事 名 | | |
| 全 体 工 期 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | | |
| 当 該 工 種 工 期 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | | |
| 工 事 場 所 | 工 種 | | |
| 現場説明・図渡 | 日 時 年 月 日 : ~ : | 場 所 | |
| 提 示 す る 図 面 等 | <input type="checkbox"/> 特記仕様書 <input type="checkbox"/> 数量調査 () <input type="checkbox"/> 設計図 () <input type="checkbox"/> その他資料 () | | |
| 工 場 検 査 | <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (検査内容:) | | |
| 一 般 条 件 | 1. | 前渡金 <input type="checkbox"/> 対象工事 <input type="checkbox"/> 対象外工事 (発注者から本間組が前渡金を受領する場合は、前渡金対象工事) | |
| | 2. | 支払条件 毎月末日締切翌月 末日支払 現金 % でんさい(手形) % (でんさい(手形)サイト 120 日) 請負代金の支払に関して発生する諸費用(振込手数料、でんさい事務手数料等)は貴社負担 | |
| | 3. | 支給資材 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り () | |
| | 4. | 搬入条件 道路幅員 (m) | |
| | | 搬入時間 <input type="checkbox"/> 制限無し <input type="checkbox"/> 昼 <input type="checkbox"/> 夜 (時 分 ~ 時 分) | |
| | | 運搬車待機場所 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り () | |
| | 5. | 誘導員 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り 【費用負担】 <input type="checkbox"/> 当社 <input type="checkbox"/> 貴社 | |
| | | 貸与機械・機材 機械(材)名 <input type="checkbox"/> クレーン <input type="checkbox"/> レッカー <input type="checkbox"/> その他 () 運転手 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り | |
| | 6. | 事務所・休憩所 【費用負担】 <input type="checkbox"/> 当社 <input type="checkbox"/> 貴社 () | |
| | 7. | 工事電力 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り 【費用負担】 <input type="checkbox"/> 当社 <input type="checkbox"/> 貴社 | |
| | 8. | 工事用水 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り 【費用負担】 <input type="checkbox"/> 当社 <input type="checkbox"/> 貴社 | |
| | 9. | 駐車場 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り 【費用負担】 <input type="checkbox"/> 当社 <input type="checkbox"/> 貴社 | |
| | 10. | 建設リサイクル法 <input type="checkbox"/> 対象外工事 <input type="checkbox"/> 対象工事 (当該下請工事が建設リサイクル法の対象となるか否か) | |
| | 11. | 産業廃棄物処理 【費用負担】 <input type="checkbox"/> 当社 <input type="checkbox"/> 貴社 | |
| | 12. | 労災保険料 【費用負担】 <input type="checkbox"/> 当社 <input type="checkbox"/> 貴社 | |
| | 13. | 上積保険(労働災害法定外補償)制度への加入 料率は外注契約額(税別)の0.45/1000とし、10円未満の端数は切上げる。但し、契約が50万円未満の場合は230円とする。 保険料は1回目の工事代金支払金額から控除する。尚、貴社にて十分な補償制度を有している場合には申し出て下さい。 | |
| | 14. | 適正な法定福利費を内訳明示した見積書を提出すること。 | |
| | 15. | 社会保険未加入者と下請契約を締結せず、再下請負人以降にもこれを徹底させること。 | |
| | 貴 社 実 施 項 目 | 1. | 施工管理 <input type="checkbox"/> 施工測量 <input type="checkbox"/> 遣方 <input type="checkbox"/> 作業後の片づけ(一斉清掃含む) |
| | | | <input type="checkbox"/> 工事写真の提出 <input type="checkbox"/> 施工計画書(要領書)の提出 <input type="checkbox"/> 検査(測)立会・補助 |
| <input type="checkbox"/> 自主検査記録の提出 <input type="checkbox"/> 施工報告書の提出 <input type="checkbox"/> 当社製品検査の受入 | | | |
| 2. | | 安全対策 | |
| | | 【安全仮設】 <input type="checkbox"/> 足場・通路設置 <input type="checkbox"/> 安全ネット手摺階段設置 <input type="checkbox"/> 立入禁止措置材設置撤去 <input type="checkbox"/> 安全看板設置 | |
| | | 【安全装備】 <input type="checkbox"/> 安全保護具装備 | |
| | | 【安全教育その他】 <input type="checkbox"/> 新規入場者教育受講 <input type="checkbox"/> 送出し教育実施 <input type="checkbox"/> 協会社パトロール <input type="checkbox"/> 安全衛生協議会参加 | |
| | | <input type="checkbox"/> 安全教育訓練参加 <input type="checkbox"/> リスクを低減した手順書の作成 <input type="checkbox"/> 技能有資格者の配置 | |
| <input type="checkbox"/> 健康診断受診 <input type="checkbox"/> 熱中症等疾病対策 <input type="checkbox"/> その他 () | | | |
| 3. | | 施工機械 <input type="checkbox"/> 低騒音・低振動建設機械の使用 <input type="checkbox"/> 排出ガス対策型建設機械の使用 | |
| 4. | | 再下請け <input type="checkbox"/> 再下請けに外注する場合は契約書を提出する | |
| | | <input type="checkbox"/> 再下請けの支払について労務費相当額は現金払い、手形期間は120日以内とする | |
| 5. | 社会保険 <input type="checkbox"/> 社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)加入状況の報告 | | |
| 6. | 建設キャリアアップシステム <input type="checkbox"/> 事業者登録・技能者登録をしていること。登録していない場合は速やかに登録手続きを行うこと | | |
| 要員の適格性 | <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 鉄筋圧接 <input type="checkbox"/> 鉄骨溶接 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 要求の有無 | <input type="checkbox"/> 無 → | | |
| 特 記 事 項 | | | |
| 見 積 書 の 提 出 期 限 | 年 月 日 | 予定価格が500万未満(税込)の見積期間 : 中1日以上 予定価格が5,000万未満(税込)の見積期間 : 中10日以上 予定価格が5,000万以上(税込)の見積期間 : 中15日以上 ※500万以上でやむを得ない時には、5日以内に限り短縮することができる。 | |

①の個別条件事項及び②の基本条件事項を確認の上、御見積いたします。

②基本条件事項

株式会社本間組を元請負人、見積業者を下請負人、再下請負人以降の全ての下請負人を孫請負人等とする。

(支給材料及び貸与品)

第 1 条 元請負人の支給材料又は貸与品は、検査又は試験に合格したものとする。

2 支給材料又は貸与品の受渡し時期は、工程表によるものとし、その受渡し場所は原則として工事現場とする。

(設計図書不適合の場合の改造義務)

第 2 条 下請負人は、施工が設計図書に適合しない場合において、作業所長がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。ただし、その不適合が作業所長の指示による等元請負人の責めに帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は元請負人の負担とし、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期を変更する。

(条件変更等)

第 3 条 下請負人は、施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を作業所長に通知し、その確認を求めなければならない。

- 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
- 設計図書の表示が明確でないこと。(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。)
- 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等、設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
- 設計図書で明示されていない施工条件について予期することの出来ない特別の状態が生じたこと。

2 前項各号に掲げる事実が元請負人と下請負人との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合、工期又は請負代金額の変更については元請負人と下請負人とが協議して定める。

(工事の変更及び中止等)

第 4 条 元請負人は、必要があると認めるときは下請負人に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。

(下請負人の請求による工期の延長)

第 5 条 下請負人は、天候の不良などその責めに帰することができない理由や、その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は元請負人と下請負人とが協議して定める。

2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 6 条 工期内に賃金又は物価の変動により著しく請負代金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

(第三者に及ぼした損害)

第 7 条 この工事の施工について第三者(関連工事の請負人等を含む。)に損害を及ぼしたときは、下請負人がその損害を負担する。ただし、その損害のうち、元請負人の責めに帰すべき理由により生じたもの、及び施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りでない。

(天災その他不可抗力による損害)

第 8 条 天災その他不可抗力によって、作業所長の確認した工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料、又は建設機械器具に損害を生じたときは、下請負人が善良な管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、元請負人がこれを負担するものとし、その負担額については取片付けに要する費用とともに、元請負人と下請負人が協議して定める。

(検査及び引渡し)

第 9 条 下請負人は、工事を完成したときは、元請負人に通知するものとし、元請負人は下請負人の立会いのもとに遅滞なく完成確認の検査を行う。

2 前項の検査は、発注者の検査をもってこれに代えることができる。

3 下請負人は、工事が前2項の検査に合格したときは、直ちに工事の目的物を元請負人に引渡すものとし、元請負人は下請負人から工事の目的物引渡しの申し出があった場合は、直ちにその引渡しを受ける。

(部分引渡し)

第 10 条 元請負人が、工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、その部分の工事が完了したときは、第9条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と第13条中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えてこれらの規定を準用する。

(前 金 払)

第 11 条 元請負人が発注者より前金の支払いを受け、この内訳に下請負人の行なう工事の該当箇所のあるとき、又は元請負人が特に必要と認めるときは、下請負人は注文書の定めるところにより元請負人に対して請負代金についての前金の支払いを請求することができる。なお、前金を支払う場合、元請負人は下請負人に対して相当の保証を請求することができる。

(部 分 払)

第 12 条 下請負人は、作業所長の検査に合格した出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額について、注文書に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 元請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書に定めるところにより部分払を行う。ただし、下請負人が前金の支払いを受けているときは、前項の請負代金相当額から前金を控除した額を下請負人に支払う。

(引渡し時の支払い)

第 13 条 下請負人は、工事が第9条(検査及び引渡し)の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。ただし、引渡しを要する工事にあつては引渡しのときとする。

2 元請負人は、前項の定めによる請求を受けたときは、注文書に定めるところにより請負代金の支払いを行う。

(契約不適合責任)

第 14 条 元請負人は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、下請負人に対し、民法の規定に従い、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

2 前項の規定により元請負人が下請負人に契約不適合の責任を追及することができる期間は、元請負人が注文者より請負った工事における元請負人が負う契約不適合責任期間とし、民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

(損害金・違約金)

第 15 条 下請負人の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、元請負人は、下請負人から損害金を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

3 元請負人の責めに帰すべき理由により、注文書に定める請負代金の支払いが遅れた場合において下請負人は元請負人と協議の上、遅延利息の支払いを元請負人に請求することができる。

4 下請負人は、下請負人の契約違反若しくは債務不履行又は下請負人若しくは孫請負人等が反社会的勢力等であること若しくは反社会的勢力等に關与していることが判明したことその他下請負人の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合(下請負人の破産管財人その他の管財人、再生債務者等による解除を含む)、元請負人に対して、違約金として請負代金の10分の1に相当する額を支払うものとする。なお、元請負人が被った損害がこれを超える場合は、その実費を支払うものとする。

5 前項の契約解除の場合で、請負代金を精算する際に、下請負人が受領した請負代金を元請負人に返還する義務が生じたときは、下請負人は、受取日から返還日までの年3%で計算した額の利息を付して返還しなければならない。

(紛争の解決)

第 16 条 この約款の各条項において元請負人と下請負人とが協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他の契約に関して元請負人と下請負人との間に紛争を生じた場合には、元請負人又は下請負人は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停により解決を図る。

2 元請負人及び下請負人は、その一方又は双方が前項のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同項の規定に関わらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。以上